

独立行政法人勤労者退職金共済機構
一般の中小企業退職金共済事業における平成23事業
年度に係る資産運用結果に対する評価報告書

平成24年11月12日

独立行政法人勤労者退職金共済機構
資産運用評価委員会

独立行政法人勤労者退職金共済機構
資産運用評価委員会委員名簿

- | | | |
|---------|---------|--|
| | 小 粥 泰 樹 | 株式会社野村総合研究所
金融 IT イノベーション事業本部
副本部長 |
| (委員長) | 奥 村 明 雄 | 一般財団法人 日本環境衛生センター
理事長 |
| | 鈴 木 豊 | 公認会計士 鈴木豊 事務所
公認会計士 |
| | 宮 森 正 和 | 元 UFJ 総合研究所(現三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング)
常務取締役金融本部本部長 |
| (委員長代理) | 米 澤 康 博 | 早稲田大学
大学院ファイナンス研究科教授 |

(敬称略、五十音順)

目 次

はじめに -----	1
○ 一般の中小企業退職金共済事業における資産運用結果に対する評価	
第1 全般の評価 -----	2
第2 個別項目の評価	
1. 運用の目標 -----	2
2. 基本ポートフォリオ-----	6
3. 情報公開 -----	6
4. 自家運用の遂行-----	7
5. 委託運用 -----	8
6. 運用管理体制 -----	13

(注) 本文中、枠囲みの文章は「資産運用の基本方針」の抜粋である。

※ 数値の端数処理について

- ・ 当期総利益、利益剰余金の端数は、切り捨て
- ・ 当期総損失、繰越欠損金の端数は、切り上げ
- ・ 上記以外の数値については四捨五入

はじめに

独立行政法人は、組織、業務等について独立行政法人評価委員会において評価されることとなっている。

これを受け、当委員会は毎年度の資産運用結果について評価を行っており、平成 23 年度の資産運用結果に対する評価については資産運用の基本方針に沿った運用がなされているかどうかを中心として評価することとし、資産運用関連の数値が確定する時期を待って平成 24 年 6 月 18 日に委員会を開催し、機構から運用結果の報告を受け、平成 24 年 7 月 5 日の委員会において、「平成 23 事業年度に係る資産運用結果に対する運用目標等の部分に関する評価報告書（平成 24 年 7 月 10 日）」を取りまとめた。この評価結果は、7 月に開催された厚生労働省独立行政法人評価委員会に報告された。

平成 23 年度全般にわたる個別具体的な評価については、平成 24 年 9 月 28 日に委員会を開催し、更に審議を行い本報告書に取りまとめた。

本報告書の内容が十分活用され、機構の資産運用がより一層適切に行われるよう期待したい。

○一般の中小企業退職金共済事業における資産運用結果に対する評価

第1 全般の評価

一般の中小企業退職金共済事業（以下「中退共」という。）の平成23年度の資産運用に関しては、中期的に制度の健全性の向上に必要な収益を確保するという運用の目標の達成に向けて、基本ポートフォリオに定める資産配分割合を維持した上で適切に行われている。また、委託運用において全体での時間加重収益率はベンチマークを下回ったものの、繰越欠損金は前年度を下回っており、おおむね適切な運用が行われていると評価できる。

第2の資産運用の基本方針の規定に基づく個別項目の評価の結果にも見られるように、一定の取り組みが行われており、全体としては、運用の基本方針に沿って、市場の状況及び共済事業の実情を勘案すれば、適切に行われたと評価できるが、以下の点に留意する必要がある。

○累積欠損金については、減少しているものの、今後ともその早期解消に向けて努力することが期待される。

第2 個別項目の評価

1. 運用の目標

[資産運用の基本方針の規定]（I-1～3）

中退共資産の運用に当たっては、中退法その他の法令を遵守するとともに、退職金を将来にわたり確実に給付することができるよう、安全かつ効率を基本として実施するものとし、中退共制度を安定的に運営していく上で必要とする収益を長期的に確保することを目的とする。

上記に基づき、中退法第10条等に定める退職金の額を前提として、中期的に中退共制度の健全性の向上に必要な収益の確保を目標とする。

表1 平成23年度決算の概要

区 分	概 要
期末運用資産残高	3,777,420 百万円
(期末資産残高)	(3,784,341 百万円)
運用等収入 (うち金銭信託評価益)	66,242 百万円 (33,796 百万円)
運用等費用	598 百万円
決算運用利回り	1.80%

- (注) 1. 期末資産残高は貸借対照表の資産総額であり、期末運用資産残高は期末資産残高から貸借対照表の未収収益等を控除した資産の総額である。
2. 運用等収入は、損益計算書の運用収入、不動産運用収入の合計額である。

3. 運用等費用は、損益計算書の運用費用、不動産管理費及び減価償却費の合計額である。
 4. 決算運用利回りは、運用等収入から運用等費用を減じたものを運用資産の平均残高で除したものである。

表2 資産運用の状況

(単位：億円、%)

運用の方法等		平成23年度末			
		資産残高	構成比	時価(参考)	決算運用利回り
自家運用		21,037	55.69	—	1.45
有価証券	国債	14,043	37.18	14,539	1.35
	地方債	1	0.00	1	1.96
	政府保証債	2,760	7.31	2,859	1.33
	金融債	1,865	4.94	1,902	1.16
	社債	287	0.76	324	4.89
	円貨建外国債	1,000	2.65	1,155	3.68
	小計	19,957	52.83	20,781	1.50
預金	短期運用	950	2.51	※	0.09
	普通預金	96	0.25	※	0.00
	小計	1,046	2.77	※	0.05
投資不動産		35	0.09	35	1.30
委託運用		16,737	44.31	—	2.23
金銭信託	指定・特定金銭信託	12,968	34.33	12,968	2.29
	新団体生存保険	1,637	4.33	1,637	3.25
	小計	14,605	38.66	14,605	2.39
生命保険資産		2,132	5.64	※	1.22
(有価証券信託)		(12,500)	(62.64)	—	0.00
合計		37,774	100.00	—	1.80

- (注) 1. 時価(参考)において、時価の把握ができないものについては※とした。
 2. 決算運用利回りは、運用収益(費用控除後)を平均残高で除したものである。
 3. 短期運用は譲渡性預金である。
 4. 有価証券信託は自家運用により取得した有価証券の信託による運用であり、内数である。また、構成比は有価証券小計に対する構成比である。
 5. 単位未満は、四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

表3 パフォーマンス状況

委託運用（金銭信託・新団体生存保険）

資産区分	時間加重収益率		ベンチマーク		超過収益率 ①－②
	①	構成比	②	構成比	
国内債券	2.96%	42.1%	2.94%	40.9%	0.02%
アクティブ	2.99%				0.05%
パッシブ	2.93%				-0.01%
国内株式	1.06%	19.2%	0.59%	19.7%	0.47%
アクティブ	1.47%				0.88%
パッシブ	0.36%				-0.23%
外国債券	5.07%	19.7%	4.99%	19.7%	0.08%
アクティブ	5.10%				0.11%
パッシブ	4.95%				-0.04%
外国株式	1.25%	19.0%	0.50%	19.7%	0.75%
アクティブ	1.87%				1.37%
パッシブ	0.38%				-0.12%
合計	2.50%	100.0%	2.89%	100.0%	-0.39%

- (注) 1. 委託運用のうち生命保険資産、有価証券信託についてはベンチマーク比較に適さないことから除いている。
2. 時間加重収益率は、費用控除前である。
3. 時間加重収益率の構成比は期末構成比であり、期中の変化を反映したものとは必ずしも一致しない。
4. ベンチマークの構成比は、基本ポートフォリオ策定時に前提とした委託運用（金銭信託・新団体生存保険）に係る各資産の割合（国内債券16.0% 国内株式7.7% 外国債券7.7% 外国株式7.7%）に基づき再計算した構成比である。
5. ベンチマークの合計は、構成比による加重平均である。
6. 委託運用（金銭信託・新団体生存保険）の資産毎のベンチマークは、基本方針に定めている以下の指標による。
- ・ 国内債券 NOMURAボンド・パフォーマンス・インデックス（総合）
 - ・ 国内株式 TOPIX（配当込み）
 - ・ 外国債券 シティグループ世界国債インデックス（日本を除く、円換算）
 - ・ 外国株式 MSCI（KOKUSAI、円換算、配当再投資、GROSS）
7. 単位未満は、四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

(参考) 自家運用（有価証券）

決算運用利回り	(参考値)
1.50%	1.46%

- (注) 1. 決算運用利回りは自家運用のうち預金、投資不動産を除いた数値である。
2. 参考値はNOMURAボンド・パフォーマンス・インデックスの額面加重平均利率

(総合：23年3月末～24年2月末の単純平均) である。

表4 資産配分の状況

	基本ポートフォリオ		平成23年度末の実績	
	資産配分 a	乖離許容幅	資産配分 b	乖離幅 b - a
国内債券	76.9%	±5.0%	77.6%	0.7%
国内株式	7.7%	±3.0%	7.4%	-0.3%
外国債券	7.7%	±2.0%	7.6%	-0.1%
外国株式	7.7%	±3.0%	7.4%	-0.3%
合計	100.0%	—	100.0%	—

資産運用に当たっては、中退法及び関係法令並びに基本方針に則った運用方法によって実施し、制度の安定的な運営及び健全性の向上に必要な運用収益を確保するため、運用の基本方針に定めた、最適な資産の組み合わせである基本ポートフォリオに沿った資産配分を行っている。

平成23年度においては、委託運用においてリスク資産回避の動きや主要国における金融緩和を受けての内外債券高、年度末の欧州危機の懸念の一服後の内外株高や円高修正によるプラス収益を確保した。自家運用においても、安定した収益を確保した。

平成23年度決算は、期末運用資産残高は3兆7774億円、運用等収入は662億円、運用等費用は6億円となった。純収益は656億円、決算運用利回りは1.80%であった。このうち、自家運用資産残高は、2兆1037億円、決算運用利回りは1.45%、委託運用資産残高は1兆6737億円、決算運用利回りは2.23%であった。

また、当期総利益は316億円、繰越欠損金は前年度末の2058億円から1741億円に減少した。

委託運用に係るパフォーマンス状況については、全資産においてベンチマークを上回ったが、全体では時間加重収益率が2.50%となり、ベンチマークの2.89%を0.39%下回った。なお、自家運用(有価証券)に係るパフォーマンス状況については、決算運用利回りが1.50%であった。

資産配分については、基本ポートフォリオに定める資産配分に対する乖離許容幅の範囲内を維持した。

以上の状況からみれば、中退共事業における資産運用は、委託運用において全体での時間加重収益率はベンチマークを下回ったものの、繰越欠損金が前年度を下回り、おおむね適切に行われていると評価できる。累積欠損金の早期解消に留意しつつ、今後とも引き続き適切に行われることが期待される。

2. 基本ポートフォリオ

[資産運用の基本方針の規定] (I-4 (2))

将来にわたる最適な資産配分である基本ポートフォリオを、中長期的観点から策定し、これに基づく資産配分を維持するよう努める。

基本ポートフォリオを、毎年度検証する。また、策定時の諸条件が変化した場合は、必要に応じて基本ポートフォリオの見直しを行う。

基本ポートフォリオ (平成23年4月1日改定)

期待収益率 2.60% 標準偏差 3.02%

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	合計
資産配分	76.9%	7.7%	7.7%	7.7%	100.0%
乖離許容幅	± 5.0%	± 3.0%	± 2.0%	± 3.0%	—

(注) 国内債券には生命保険資産 (一般勘定)、預け金、不動産を含む。

資産配分については、月次データで管理を行うとともに、乖離状況によってはベンチマークの騰落率等に基づき、予想される資産配分比率をシミュレーションして管理を行っている。この結果、期を通して基本ポートフォリオに定める資産配分に対する乖離許容幅の範囲内を維持した。

平成23年4月に改定した基本ポートフォリオについては、同年9月末時点の経済予測、市場状況等に基づき検証を行った結果、効率的フロンティアから大きな乖離がないことを確認している。

また、基本ポートフォリオの策定時と平成23年9月末との比較では、期待収益率で2.60%から2.21%への下振れ、標準偏差で3.02%から3.08%への上振れが認められた。この検証結果を踏まえ、リスクの積み増しは適当でないと判断し、同年11月に資産運用委員会に諮り、基本ポートフォリオを継続している。

以上の状況からみれば、基本ポートフォリオに基づく資産配分は適切に行われており、基本ポートフォリオの検証も適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き適切に行われることが期待される。

3. 情報公開

[資産運用の基本方針の規定] (I-6)

運用の基本的な方針や運用の結果等、資産運用に関する情報について、適時、公開する。

資産運用に関する情報公開については、財務諸表等を官報に公告し、一般の閲覧に供した。また、ホームページにおいて財務諸表等、資産運用の基本方針、資産運用の状況及び運用結果等資産運用に関する情報に説明文を加えて掲載するとともに、エマージング株式の組入れ開

始についても掲載した。さらに、平成22年度中退共事業の財務状況及び平成22年度に係る資産運用結果に対する評価報告書の議事要旨を掲載した。

以上の状況からみれば、資産運用に関する情報公開は、適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き、適切で分かりやすい情報公開に努めることが期待される。

4. 自家運用の遂行

[資産運用の基本方針の規定] (Ⅱ-2)

中退共資産の運用原資が比較的長期・安定的な資金であることから、運用対象の確実性や長期・安定的な運用の観点重視し、元本の償還や利払いが確実な金融商品に分散投資する。

- (1) バイ・アンド・ホールドを原則
- (2) ラダー型ポートフォリオの構築を目指す
- (3) キャッシュフロー対応

投資対象は円建ての金融商品とし、信用状況・クーポン・償還日等の発行条件等につき十分な調査、分析を行った上で銘柄選択し、かつ、発行体、残存期間等の適切な分散化を図る。

国債、政府保証債、地方債以外の債券を取得する場合には、信用のある格付機関のいずれかによりA格以上の格付けを得ている銘柄とする。その場合、同一の発行体が発行した債券(金融債を除く)への投資は、原則として自家運用債券ポートフォリオの10%を上限の目途とする。

上記の債券で、取得後にいずれの格付機関による格付けもA格未満となった債券については、発行体の債務不履行リスクに十分留意した上で、必要であれば売却の手段を講じる。

自家運用については、運用対象の確実性や長期・安定的な運用の観点重視し、バイ・アンド・ホールドの原則を踏まえ、ラダー型ポートフォリオの構築及びキャッシュフロー対応を考慮し、元本の償還や利払いが確実な国債、政府保証債、金融債等の金融商品に分散投資している。

リスク管理については、国債、政府保証債、地方債以外の債券について、A格以上及び同一の発行体が発行した債券の割合を10%以下とする規制を行っており、そのいずれについても、期間中は該当していない。

以上の状況からみれば、自家運用の遂行に関しては、基本方針に定める基本的投資スタンスは遵守されており、リスク管理も適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き適切に行われることが期待される。

5. 委託運用

(1) 信託及び新団体生存保険（特別勘定）

[資産運用の基本方針の規定] (Ⅲ-1 (1) (2)、2 (1))

(1) 受託機関の選定

① 資産運用受託機関

資産運用受託機関の選定に当たっては、当該受託機関のイ) 組織及び体制、ロ) 人材、ハ) 運用方針及び運用スタイル・手法、ニ) リスク管理体制、ホ) 事務能力及び運用内容のディスクロージャー等を評価の上行う。

② 資産管理受託機関

資産管理受託機関の選定に当たっては、当該受託機関のイ) 組織及び体制、ロ) 信用のある格付機関による格付け、ハ) システム対応状況及び事務能力等を評価の上行う。

(2) 受託機関の評価

① 資産運用受託機関

資産運用受託機関の評価は、定量評価に定性評価を加えた総合的な評価で行う。

イ) 定量評価

各資産運用受託機関のファンド毎の時間加重収益率を、各資産別の市場インデックス（ベンチマーク）と比較することにより、評価する。

ロ) 定性評価

定性評価の項目は、(1) ①に掲げる項目とする。なお、運用スタイル・手法と実際の投資行動との整合性についても検証する。

② 資産管理受託機関

資産管理受託機関の評価の項目は、(1) ②に掲げる項目とする。

[資産運用の基本方針の規定] (Ⅲ-1 (3)、2 (1))

① 評価に基づくシェア変更

運用の評価を行った結果に基づいて、中退共本部は各受託機関への資産配分シェアの変更、委託契約の解除又は運用ガイドラインの変更を行うものとする。この場合の評価対象期間は、原則として3年～5年であるが、それよりも短い期間であっても運用成績が著しく不良である場合等においては直ちに資産配分シェアの変更又は委託契約の解除を行うことがある。

② 政策的に行うシェア変更

市場価格の大幅な変動により資産の構成が基本ポートフォリオから著しく乖離し、その修正を行う必要がある場合又は運用スタイル・手法の適正な分散を目的として受託機関の構成の変更を行う場合等においては、受託機関の評価の優劣にかかわらず、中退共本部の政策的判断を優先して資産配分シェアの変更、委託契約の解除又は運用ガイドラインの変更を行うことがある。

③ その他

法令、契約書、本基本方針若しくは運用ガイドライン等に反したと認められる場合又は中退共資産管理上重大な問題が生じた場合等にも、中退共資産の安全確保のため緊急に資産配分シェアの変更又は委託契約の解除を行うことがある。

[資産運用の基本方針の規定] (Ⅲ-1 (4) ⑥、2 (1))

⑥ 資産管理及び運用状況に係る報告

受託機関は、下記の事項につき報告を行うほか、受託者責任を踏まえ、中退共資産の管理及び運用に関する情報を中退共本部に対して提供する。

イ) 報告書

資産管理受託機関は、残高状況、損益状況（未収に係るものを含む。）、取引状況、費用状況等に係る中退共資産の管理に関する報告書を、また、資産運用受託機関は、これらに加えてパフォーマンス状況、ポートフォリオ状況、運用方針等に係る中退共資産の運用に関する報告書を、中退共本部に対し少なくとも四半期毎に提出するものとする。

この他に中退共本部から要請があった場合には、資産管理受託機関及び資産運用受託機関は、その指示に基づいて報告を行うものとする。

ロ) ミーティング

中退共本部と受託機関は、原則として四半期毎に、中退共資産の運用に関しミーティングを行い、運用状況及び運用成果、並びに今後の市場見通し及びそれに基づく運用方針、運用計画の重要事項について協議を行うものとする。その他、中退共本部と受託機関は必要に応じ、情報交換、協議を行う。

ハ) その他の報告

受託機関は、法令、契約書、本基本方針又は運用ガイドライン等に反する行為があった場合には、直ちに中退共本部に対し報告を行い、指示に従うものとする。

期間中に新たな資産運用受託機関及び資産管理受託機関の選定は行っていない。なお、既存の資産運用受託機関及び資産管理受託機関であるA社とB社が合併することからヒアリングを行ったが、運用方針及び運用スタイル・手法等が引き継がれることを確認し、また、組織及び体制も適切と判断したことから、合併後のC社を資産運用受託機関及び資産管理受託機関として継続することとした。

資産運用受託機関の評価については、ファンドごとの時間加重収益率をベンチマークと比較することにより行った定量評価に、組織・運用スタイル・リスク管理体制等を評価した定性評価を加えて総合評価により行っている。なお、定量評価において、解約基準を一段階引き上げるとともに、一部回収基準に期間平均得点の観点を加え、基準の見直しを実施した。

評価に基づくシェア変更については、定量評価に定性評価を加えた総合評価に基づき2ファンドを解約、1ファンドを減額し、4ファンドに増額を行った。また、政策的に行うシェア変更として、適格年金からの移行実績をベースとして8ファンドに増額を行った。なお、基本ポートフォリオからの著しい乖離による修正、運用スタイル・手法の適正な分散を目的とする変更、法令、契約書、基本方針等への抵触を理由とするシェア変更は行っていない。

資産管理・運用状況に関しては、「残高状況、損益状況、取引状況、費用状況等に係る資産の管理に関する報告書」及び「パフォーマンス状況、ポートフォリオ状況、運用方針等に係る資産の運用に関する報告書」の提出を義務付け、月次での資産管理及び運用状況の把握を行っている。また、四半期ごとに運用状況及び運用成果等についてのミーティングを行っている。

欧州債務危機に際しては、

- ① 運用ガイドラインの格付基準に抵触した国債を保有していないことの確認(毎月)
- ② 欧州周辺国の国債への投資状況の把握。欧州周辺国全体では過度のリスクを取っていない

ことの確認(7月、11月)

③ 投資方針の確認(7月、11月)

④ 欧州危機を巡る主な出来事、各指標の推移、主要国の対策状況等の情報収集及びとりまとめ(収集は常時。とりまとめは7月、11月、3月)

⑤ イタリア及びスペインの格下げリスクについての見解と、格下げの場合の対応方針について確認(四半期運用ミーティング)

等を行っている。

なお、期間中に法令、契約書、基本方針等に反する行為はなかった。

以上の状況からみれば、受託機関の評価、シェア変更は、基本方針に定めた基本に基づき、適切に行われていると評価できる。また、受託機関の資産管理・運用状況の把握も、適切に行われていると評価できる。期間中に行われなかった受託機関の選定も含め、今後とも引き続き適切に行われることが期待される。

(2) 新企業年金保険契約 (一般勘定)

[資産運用の基本方針の規定] (Ⅲ-2(2)①、②)

① 生命保険会社の選定

生命保険会社の選定に当たっては、以下の項目を評価の上行う。

イ) 当該生命保険会社の保険金支払能力(信用ある格付機関の格付け含む)

ロ) 利回りや流動性等の商品性

ハ) 一般勘定で保有する資産の内容等

② 生命保険会社の評価

生命保険会社の評価は上記に掲げる項目とする。

[資産運用の基本方針の規定] (Ⅲ-2(2)③)

イ) 評価に基づいて行うシェア変更

評価を行った結果に基づいて、中退共本部は各生命保険会社への資産配分シェアの変更、保険契約の解除を行うものとする。評価対象期間は、原則として3年～5年であるが、それよりも短い期間であっても評価が著しく不良である場合等においては直ちに資産配分シェアの変更または保険契約の解除を行うことがある。

あるいは市場価格の大幅な変動により中退共資産の構成が基本ポートフォリオから著しく乖離しその修正を行う必要がある場合、また、中退共制度を運営維持するために行う必要がある場合等においては、資産配分シェアの変更、保険契約の解除を行うことがある。

ロ) その他

法令、契約書、本基本方針等に反したと認められる場合又は中退共資産管理上重大な問題が生じた場合等にも、中退共資産の安全確保のため緊急に資産配分シェアの変更又は保険契約の解除を行うことがある。

[資産運用の基本方針の規定] (Ⅲ-2(2)④)

イ) 報告書

生命保険会社は、自社の経営内容及び資産の管理・運用に関する報告書を、中退共本部に対し少なくとも半期毎に提出するものとする。

この他に中退共本部から要請があった場合には、生命保険会社は、その指示に基

づいて報告を行うものとする。

ロ) ミーティング

中退共本部と生命保険会社は、半期毎にミーティングを行う。またそれ以外にも必要の都度、情報交換や協議を行う。

ハ) その他の報告

生命保険会社は、法令、契約書、本基本方針等に反する行為があった場合には、直ちに中退共本部に対し報告を行い、指示に従うものとする。

期間中に新たな生命保険会社の選定は行っていない。

生命保険会社の評価については、保険金支払能力、格付け、流動性及び保有資産内容等により総合的に行っている。

既存の資産については、評価に基づくシェア変更基準に抵触しなかったため、シェア変更を行わなかった。新規資金のシェア配分については、中退共制度への新規加入事業所数、加入従業員数等に基づき行った。なお、法令、契約書、基本方針等への抵触を理由とするシェア変更はなかった。

資産管理及び運用状況については、半期ごとに「経営内容及び資産の管理運用に関する報告書」の提出を義務付け、資産管理及び運用状況の把握を行うとともに、半期ごとにミーティングを行い、確認を行っている。なお、期間中に法令、契約書、基本方針等に反する行為はなかった。

以上の状況からみれば、生命保険会社の評価及びシェア変更は、基本方針に定めた基本に基づき、適切に行われていると評価できる。また、生命保険会社の資産管理・運用状況の把握についても、適切に行われていると評価できる。期間中に行われなかった生命保険会社の選定及びシェア変更も含め、今後とも引き続き適切に行われることが期待される。

(3) 有価証券信託による委託運用

[資産運用の基本方針の規定] (Ⅲ-3 (1)、(2))

① 受託機関の選定

資産運用・管理受託機関の選定に当たっては、当該受託機関のイ) 組織及び体制、ロ) 人材、ハ) 運用方針、ニ) リスク管理体制、ホ) 事務能力及び運用内容のディスクロージャー、ヘ) 信用のある格付機関による格付け、ト) システム対応状況等を評価の上行う。

② 受託機関の評価

資産運用・管理受託機関の評価は、定量評価に定性評価を加えた総合的な評価で行うものとする。

イ) 定量評価

運用利回り及び貸出稼働率について、各受託機関毎に比較評価を行う。

ロ) 定性評価

定性評価の項目は、①に掲げる項目とする。

[資産運用の基本方針の規定] (Ⅲ-3 (3))

(3) 受託機関のシェア変更

① 評価に基づくシェア変更

運用の評価を行った結果に基づいて、各受託機関への資産配分シェアの変更、委託契約の解除を行うものとする。この場合の評価対象期間は、原則として3年～5年であるが、それよりも短い期間であっても運用成績が著しく不良である場合等においては直ちに資産配分シェアの変更又は委託契約の解除を行うことがある。

② 政策的に行うシェア変更

市場価格の大幅な変動により中退共資産の構成が基本ポートフォリオから著しく乖離し、その修正を行う必要がある場合等においては、受託機関の評価の優劣にかかわらず、政策的判断を優先して資産配分シェアの変更、委託契約の解除を行うことがある。

③ その他

法令、契約書、本基本方針等に反したと認められる場合又は資産管理上重大な問題が生じた場合等にも、資産の安全確保のため緊急に資産配分シェアの変更又は委託契約の解除を行うことがある。

[資産運用の基本方針の規定] (Ⅲ-3 (4) ③)

③ 資産管理及び運用状況に係る報告

イ) 報告書

残高状況、損益状況(未収に係るものを含む)、取引状況に係る資産の管理に関する報告書を、少なくとも四半期毎に提出するものとする。この他に当本部から要請があった場合には、その指示に基づいて報告を行うものとする。

ロ) ミーティング

受託機関は、原則として四半期毎に、資産の運用に関しミーティングを行い、運用に関する重要事項について協議を行うものとする。また、それ以外にも必要の都度、情報交換や協議を行うものとする。

ハ) その他の報告

法令、契約書、本基本方針等に反する行為があった場合には、直ちに報告を行い、指示に従うものとする。

期間中に新たな資産運用・管理受託機関の選定は行っていない。

資産運用・管理受託機関の評価については、定量評価は運用利回り、貸出稼働率により、定性評価は組織及び体制、運用方針、格付け等により総合的に行っている。また、既存受託機関以外の運用機関の状況把握も行っている。

資産運用・管理受託機関の資産配分シェア変更については、評価に基づくシェア変更基準に抵触しなかったため、シェア変更を行わなかった。政策的に行うシェア変更及び法令、契約書、基本方針等への抵触を理由とするシェア変更はなかった。

資産運用・管理受託機関の資産管理及び運用状況の把握については、「残高状況、損益状況、取引状況に係る資産の管理に関する報告書」の提出を義務付け、四半期での資産管理及び運用状況の把握を行っている。期間中に、法令、契約書、基本方針等に反する行為はなかった。

有担保取引の対象取引先を国内系金融機関に限定する等の対応を継続した。これについては、資産運用・管理受託機関との四半期ごとのミーティングを通じて、他の公的機関の対応状況、金融状況・市場環境等を確認した上で継続している。

以上の状況からみれば、受託機関の評価は、基本方針に定めた基本に基づき適切に行われ

ていると評価できる。期間中に行われなかった受託機関の選定、シェア変更も含め、今後とも引き続き適切に行われることが期待される。なお、有担保取引に係る制限については、引き続き状況を把握し、適切に行われることが期待される。

6. 運用管理体制

[資産運用の基本方針の規定] (IV-1)

1 運用体制の整備、充実

資金運用部には自家運用、外部運用受託機関のモニタリング、基本ポートフォリオの管理等に係る事務を的確に遂行することができる専門的知識及び経験を有する担当者を置く。

また、資産運用の専門知識を持った人材の育成・確保に取り組み、運用体制の整備・充実を図り、運用管理の合理化・コスト削減等に努める。

[資産運用の基本方針の規定] (IV-2、3)

2 資産運用委員会

運用に関する基本方針、運用計画及び資産の配分等の重要事項を審議することを目的として、担当役職員で構成する資産運用委員会を設置する。

3 ALM研究会

資産運用の効率化を図るため基本ポートフォリオの作成及び基本方針等について、助言を受けることを目的として、外部の専門家で構成するALM研究会を設置する。

運用体制の整備、充実については、資産運用に関する専門的知識の向上及び人材育成を図る観点から、各種セミナー・講習会等へ職員を参加させ、必要な知識の修得に努めている。

資産運用委員会については、理事長を委員長とした担当役職員で構成され、毎月1回開催し、運用の基本方針、運用計画、運用実績報告及び資産配分その他重要な事項を審議している。

ALM研究会については、開催はされなかったが、外国株式アクティブ運用において、投資対象国を新興国（エマージング諸国）まで広げる投資方法及び投資方針を各委員に説明し、了承を得ている。

以上の状況からみれば、運用体制の整備、充実は適切に行われており、資産運用委員会等の運営も適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き適切に行われることが期待される。